

# 第 6 回

## 札幌市住まいの協議会

### 議 事 録

日 時：2023年5月24日（水）午後2時開会  
場 所：札幌市役所 18階 第2常任委員会会議室

## 1. 開 会

○事務局（細川住宅課長） 皆様、本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局を務めさせていただきます札幌市都市局住宅課長の細川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

定刻となりましたので、ただいまから第6回札幌市住まいの協議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方全員がご出席ということでございます。

本日は、令和5年度に入りまして初めての協議会でございます、札幌市の人事異動等により事務局の職員も替わっておりますので、ご紹介させていただきたいと思っております。

○事務局（笠井調整係長） 皆さん、こんにちは。

尾崎の後任となります調整係長の笠井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（細川住宅課長） それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

これよりの議事進行を杉岡会長にお願いいたします。

## 2. 議 事

○杉岡会長 皆さん、本日もよろしくお願いいたします。

それでは、本日の流れについてお伝えしたいと思います。

まず最初に、前回、議論が途中となってしまった減免負担率及び区分のあり方について、議論の経過を事務局より説明していただき、改めてご意見を伺いたいと思っております。

続きまして、先般、私と事務局でこれまでの議論を確認した上で、答申の構成（案）についてまとめさせていただきましたので、その内容について事務局から説明していただきたいと思っております。

それでは、議事を進めたいと思っております。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（笠井調整係長） 改めまして、笠井でございます。

説明させていただく前に、配付資料について確認願います。

本日の説明資料ですが、まず、ピンク色の資料「減免制度の現状と課題」で、最初に前回の振り返りをさせていただきます、その次に、A3判の2枚、「住まいの協議会における審議会の経過について」と「諮問の概要と答申の構成（案）について」という資料の3点を使ってご説明させていただきます。

それでは、前回、途中となっております減免の負担率・負担率区分についてご説明をさせていただきます。

振り返りになりますので、ポイントを絞りまして、前回の議論の経過について説明させていただきます。第5回の協議会でお配りしたものと同一資料になりますが、A4判の「減免制度の現状と課題」というタイトルの資料をご覧いただきたいと思います。

まず、4ページをご覧ください。

こちらの表は、札幌市の家賃減免制度における家賃減免負担率と負担区分、そして、実際に減免認定をしております世帯数とその割合の分布を示したものです。

上段の無収入による全額免除、家賃負担率区分は減免認定における月収額0円から7万4,000円の中で4区分に分けております。このうち、最も家賃減額率の割合が高い、表の2段目の減額率60%に約8割の世帯が集中している状況にあるということを前回ご説明させていただきました。

次に、6ページをご覧ください。

この表は、先ほどの減額率60%に属する約7,500世帯について、減免認定における月収額をさらに細分化したものです。細分化をいたしますと、約7,500世帯のうち、5,000世帯以上が減免認定における月収額0円に該当しております。家賃減免対象全世帯でも55%以上が該当するということがこの表で分かります。

次に、11ページ、12ページをご覧ください。

現行の基準は、平成24年に見直しを行った内容により運用しておりますが、11ページの表が現在の基準のもの、12ページの表が見直し前の減免負担率の負担区分の家賃等を示したものとなっております。

先に、12ページのピンク色がついている平成23年の平均家賃のところを見ていただきたいと思います。

平均家賃の欄のうち、かっこ書きで表示されているものが平均総収入に対する家賃の負担率となっております。平成24年に一度見直しを行った要因としましては、減免を受けている世帯と受けていない市営住宅入居者を比較した際に、家賃負担率に差が生じているということが指摘されております。

具体的に申しますと、家賃減免を受けていない市営住宅の入居者がおおむねどの収入分位でも家賃負担率が10%程度であったのに対して、減額率の高い80%から60%、表中だと上から二つ目、三つ目、四つ目になりますが、家賃負担率が3%から5%となっており、全体でも約4.8%となっておりました。

そこで、10%との差を埋めるため、平成24年に一度見直しが行われました。その見直しを踏まえた現在の状況が11ページの表となっております。

表のうち、赤枠で囲ったところをご覧ください。現在も減免を受けている世帯の方が、現在も家賃負担率は低い傾向にあるものの、表の2段目のとおり、減額率60%の世帯で平均負担率が7.1%となっており、全体的に減免を受けていない世帯との差は縮小されているのがこの表で分かるかと思えます。

今の内容に対し、前回の協議会の際には、見直し後も減額率60%の区分に多くの世帯が集中して、偏りがあるとはいえ、減免を受けていない世帯との家賃負担率の差が縮小されており、前回の見直しの結果、負担率については改善をされている、また、減免を受けている世帯は入居者の中でも生活が厳しいと考えられる世帯であり、さらに負担を増やすことに疑問を感じるといったご意見をいただいております。

次に、資料の14ページをご覧ください。

こちらにつきましては、令和4年度に募集をした市営住宅のうち、倍率が高かった団地と低かった団地について、家賃や団地の築年数、地下鉄、JRの駅との距離のほか、参考として賃貸情報サイトの近隣の民間賃貸住宅の家賃を載せております。

この表で分かることとしましては、応募が多い団地、倍率の高かった上位のものとしては100倍を超える団地があります。その一方で、応募の倍率が低かった下位のものとしては、1倍を切る団地もしくは応募がない団地があるということをこの表でご説明させていただきました。

これに対して、委員の皆様からは、立地や築年数によって倍率に大きく差が出ているが、家賃の幅は狭く、その便益の内容が反映されているようには感じられないという意見がございました。また、倍率が高くて入居ができない団地がある一方で、多くはないものの、応募者がいない団地もあり、家賃算定自体の在り方に工夫が必要ではないかといったご意見を頂戴しております。

前回、事務局から簡単にご説明しました内容と委員の皆様から出たご意見についてご説明させていただきました。

以上です。

○杉岡会長 ありがとうございます。

負担率については、偏りが残っているとはいえ、これまでの見直しで徐々に改善されてきているという見方もありました。入居者からも、生活が厳しい世帯の負担をさらに増やすことに疑問を感じるという指摘や、倍率に差が出ているけれども、家賃の幅が狭く、その便益の内容が反映された家賃設定になっているのか疑問であり、家賃算定自体の在り方に工夫が必要ではないかというご意見も出されていたかと思います。

今の説明を含めて、この点に関するご意見があればお願いしたいと思います。

(「なし」と発言する者あり)

○杉岡会長 よろしいでしょうか。

特段、この段階では新しく追加ということもないようですし、まとめの内容はまた別に扱われると思いますので、後ほど、またお気づきの点があればご指摘いただきたいと思います。

おおむね前回出ておりました意見のとおり認識であるということで、次の審議に入りたいと思います。

答申の構成(案)について、順番に確認していきたいと思います。

構成(案)については、本日、審議をいただいた内容を踏まえて、次回の第7回協議会で作成するということですが、まず、構成(案)について事務局から説明をお願いします。

○事務局(笠井調整係長) 私からご説明させていただきます。

それでは、諮問の概要と答申の構成(案)についてご説明させていただきます。

A3判の資料を使って説明させていただきたいと思います。まず先に、A3判横の資料

のうち、「札幌市住まいの協議会における審議経過について」というタイトルの資料を使って、これまでの審議経過を改めて確認させていただきたいと思います。

まず、第1回目は、令和4年3月28日に開催され、市営住宅の管理状況、札幌市における減免制度の概要について事務局よりご説明をさせていただいたところでございます。それに対する議論のまとめとしましては、詳細な家賃算定や入居者の構成を照らし合わせて資料を確認し、応募倍率の高い団地と低い団地の家賃基準などを確認して、家賃の公平性についても検証するという形で議論がなされております。

5月27日の第2回目では、事務局から、検討事項の一つとして考えられる減免基準額について、現行の札幌市の減免基準額と現在の生活保護基準額で試算した際の減免基準額を比較し、乖離していること、また、そのことで生じる影響について、生活保護法における標準世帯と市営住宅の入居する世帯構成、年齢構成を比較してご説明させていただきました。

これに対して委員の皆様からは、議論のまとめにも記載してあるとおり、生活保護基準という国の制度に合わせて、減免基準を合わせることの妥当性、札幌市の現状のように、生活保護基準と乖離しないように連動させることを前提とした制度設計が必要ではないかというご意見がありました。

また、市営住宅入居者の高齢化と少人数化が進んでいる現状と比べまして、生活保護法による標準世帯が夫婦と子ども1人の3人家族ということで、年齢や人数に違いがあるとしても、現在の市営住宅の募集の8割以上が一般世帯向けに供給されているということ踏まえると、今の標準世帯の考え方を基軸にすることが妥当ではないかというご意見も頂戴しております。

次に、令和4年7月13日に開催した第3回では、事務局から、他都市の減免制度の状況や、家賃が減免になる場合の最低負担額の考え方、全額免除の基準などについてご説明させていただきました。

これに対して、委員の皆様からは、最低負担額について、現状の算出基準との間に差が生じていることに対し、生活に対する影響は一定程度考えられるものの、最低負担額が修繕費相当額という考えで設定したという経緯などを踏まえますと、現在の基準に反映することは妥当ではないか、また、全額免除に関しましては、3か月に一度、対象世帯の状況を確認し、把握しているということであれば、特に生活が厳しい人が今も一定数いる中で、全額免除をなくす積極的な理由はなく、継続が妥当ではないかというご意見をいただいているところでございます。

次に、9月21日に開催した第4回では、事務局から、家賃減免の負担率と負担区分の状況についてご説明させていただきましたほか、アンケートの実施内容をご確認いただき、実施方法や設問の内容についてご意見を頂戴したところでございます。

前回の第5回では、アンケートの結果を説明しました後、先ほども審議をいただきました負担率や負担区分、高倍率・低倍率団地の家賃比較等について、事務局からご説明し、

ご意見をいただいたところでございます。

次に、もう1枚のA3判の「『札幌市住まいの協議会』諮問の概要と答申の構成(案)」をご覧くださいと思います。

こちらの資料では、今回、札幌市から諮問をさせていただいた経緯と内容と、今ご説明させていただきましたこれまでの審議の内容を基に、先般、杉岡会長と検討させていただきました。答申の構成(案)をまとめております。

まず先に、資料の左上の諮問の概要ということで、今回、札幌市から諮問した内容について改めて確認をさせていただきます。

一つ目は、適正な受益者負担についてですが、札幌市の考えとして、市営住宅を使用することの受益に対して、社会経済情勢の変化が適切に反映され、市営住宅に入居する方と入居していない方との間で公平性を欠くことがないように、適正な負担について検討する必要について述べております。

二つ目の定期的な制度の見直しにつきましては、平成24年の見直し時に、協議会からおおむね4、5年ごとに定期的な見直しを行い、受益に見合った適正な負担を求めていくことが必要という提言をいただいたところでございましたが、現状としましては、北海道胆振東部地震の発災や新型コロナウイルス感染症拡大による生活への影響等を考慮いたしまして、見直しが先送りされている現状にあり、約9年間が経過しているところでございます。

以上のことから、今回は、適正な受益者負担という観点で、「市営住宅家賃の減免制度のあり方」についてご審議いただくため、札幌市から住まいの協議会に諮問をさせていただいたところでございます。

次に、答申の全体像をお示した上で、細かい内容をご説明させていただきたいと思います。

まず、第1章では、家賃減免制度の現状と検討の必要性をうたっております。このうち、(1)では家賃減免制度の現状、(2)ではそれを受けた家賃減免制度の検討の必要性について述べております。

次に、資料の右側に移りまして、第2章では、現行制度の課題と検討事項について、これまで審議してきました三つの項目、一つ目が減免基準額、二つ目が家賃の最低負担額・全額免除、三つ目が家賃の負担率と負担区分についてというそれぞれの課題と検討事項という形でまとめております。

それを受けまして、第3章では、第2章の三つの課題に対して、それぞれの審議内容を踏まえた検討結果を提言としてまとめております。

また、制度設計に当たってという項目のところでは、今後、札幌市において制度の設計や見直しという場合の時期について検討を進めるに当たり、その際に考慮すべき点や配慮すべき点の必要性を述べております。

最後に、第4章では、減免制度における今後の課題として、これまでの審議において意

見が出ていた定期的な見直しの必要性について記載をしているほか、先ほど議論いただいた課題等をその他という形で載せることを検討していただくため、タイトルのみ記載をしているところです。

それでは、答申の各章の内容について、順番に説明をさせていただきたいと思います。

先ほど、別資料でこれまでの審議結果を振り返りましたが、それと照らし合わせながらご確認をいただければと思います。

それでは、資料の左側、答申の構成（案）の第1章をご覧いただきたいと思います。

まず、（1）家賃減免制度の現状とありますが、こちらについては、過去の協議会、主に第1回目で事務局から説明した内容についてまとめております。

アの市営住宅の管理状況では、市営住宅に入居される約2万3,000世帯のうち、8割に当たる1万9,000世帯が、家賃算定の基となる収入の区分のうち、最も低い収入1分位に属することや、年3回行われております市営住宅の定期募集の倍率が高いことについて触れております。

次に、イの家賃制度の概要では、公営住宅が居住者の負担能力と住宅の便益により算定される応能応益家賃制度を採用していることを踏まえ、家賃の計算方法を記載しております。

また、ウの減免制度の法的根拠では、家賃減免は公営住宅法及び同法施行令により認められているもので、その適用例や基準に関する国の通知など、法的な根拠について触れております。

エの札幌市における減免制度の概要では、札幌市における減免制度の現状についてまとめております。

いずれも第2章の検討事項としている3項目に関連する内容となっております。まず一つ目は、家賃減免の基準額を月収7万4,000円としていることや、家賃の減額率イコール負担率になりますけれども、本来家賃に対して10%、20%、40%、60%の4区分に減額率が設定されていること、最低負担額が維持管理に最低限必要な経費の確保の観点から、近傍同種家賃に占める修繕費相当額の平均値を基に算出した4,200円という金額が設定されていること、全額免除は無収入であるなど特別な事情のある場合のみ認定されることを列挙しております。

次に、（2）家賃減免制度の検討の必要性では、二段落目に記載しているとおり、家賃減免制度は入居者の収入に応じて家賃が決定される応能応益家賃制度が採用されており、市営住宅の家賃をさらに減額するものとなっております。そういうことから、公平性を欠くことがないよう厳格な運用が求められているところです。

三段落目では、札幌市の現状として、現行制度は平成25年度から運用され、前回の見直しから約9年間が経過し、基となった生活保護基準もこの間に2度引き下げられ、現行制度との間に乖離が生じている現状を述べております。

そこで、最後の段落で、適正な受益者負担の観点から、市営住宅家賃の減免制度の在り

方について検討が必要と思慮されるということでまとめております。

続けて、資料の右側に移りまして、第2章と第3章の説明をさせていただきます。

説明の進め方について先にお話をさせていただきたいのですが、第2章にある三つの課題と検討事項のうち、(1)の減免基準額についてのみ、内容を説明させていただきました後、検討事項に対する検討結果と提言ということで、第3章の(1)減免基準額について説明させていただきたいと思います。

次に、(2)最低負担額・全額免除基準の第2章の検討項目、その次に、同じ項目の第3章の検討結果、(3)の負担率・負担区分とその検討項目と検討結果についてというように対応させて説明いたします。

初めに、第2章の(1)の減免基準額のところをご覧いただきたいと思います。

この内容については、第2回と第3回の協議会でご審議をいただいているところでございます。

課題と検討事項としましては、現行の減免基準額である月収7万4,000円は、生活保護法による平成23年度の標準世帯の生活保護基準を基に月収換算をした額となっております。その後、基とした生活保護基準額が2度引き下げられております。

そこで、今の生活保護基準額に当てはめて、同様の計算式により月収を試算いたしますと月収7万円となり、現行制度との間に乖離が生じている現状となっております。

また、生活保護法における標準世帯は33歳と29歳の夫婦と4歳の子どもの3人世帯となっておりますが、市営住宅に入居する世帯の構成を見ると、高齢化が進み、単身もしくは2人世帯が多くなっており、年齢構成や世帯人数に差異が生じている現状となっております。

これらの課題と検討事項に対する検討結果と提言については、第3章の(1)減免基準額という項目をご覧いただきたいと思います。

一段落目では、今年の1月に実施しましたアンケート結果から関連する回答を記載しております。

アンケートの結果では、公営住宅の入居者はもとより、公営住宅以外に居住している方も8割以上の方が減免制度の必要性を認めており、収入が低く厳しい状況にある方々に対する配慮は引き続き必要というご意見があったところでございます。

また、二段落目では、国の通知を基に減免できる基準として、生活保護法に基づく基準額以下の場合ということも確認しているところでございます。

また、住宅セーフティネットや社会保障を前提とした考え方となった場合に、生活保護基準という国の制度に減免基準を合わせることが妥当というご意見も過去の協議会ではいただいているところでございます。

これを踏まえまして、最後に三段落目に検討結果ということでまとめております。

こちらは、主に第2回協議会が出たご意見になりますけれども、入居世帯の構成に変化は見られるものの、供給される住宅の多くが世帯向けであることを踏まえ、引き続き減免

基準額を生活保護法による標準世帯の生活保護基準額を基として算定することに妥当性を欠くものではないという形でまとめさせていただいております。

次の項目の説明に移らせていただきます。第2章の(2)家賃の最低負担額・全額免除のところをご覧ください。

この内容については、第3回協議会でご審議をいただいております。

課題と検討事項としては、維持管理に最低限必要な経費を確保するという観点で設けている家賃の最低負担額について、現行の基準では4,200円となっております。これに対して、近傍同種家賃に占める修繕費相当額の平均値を基に算出したものですが、前回見直した平成24年当時と現在とでは修繕費相当額の割合が変化しており、現状で試算しますと、月額5,000円程度になるということをご説明させていただきました。また、全額免除については、無収入であるなど、特別な事情のある場合のみ認定されておりますが、全体の減免世帯数に対する全額免除の割合は少なくなっているものの、現在、一定数の対象世帯があることを確認したところでございます。

これに対する検討結果と提言については、第3章の(2)最低負担額・全額免除のところをご覧くださいと思います。

一段落目で、最低負担額については、適用世帯への影響は考えられるものの、導入の趣旨を踏まえた場合、現在の基準を反映させることは妥当とのご意見を基に算出基準が変化しているならば、適正な受益者負担の観点から状況に合わせて見直すことが妥当と考えられるとまとめたとところでございます。

二段落目では、全額基準の運用に関して、3か月ごとに対象世帯の状況等の確認を行っているという説明に対し、状況の把握を適宜行い運用しているということであれば、入居者の中でも特に生活が厳しい人たちが一定数いる以上、全額免除の制度をなくすという積極的な理由がないという意見がありましたので、記載のとおり、特段の事情により生活が特に厳しい世帯に対する現行の救済制度は継続すべきであるとまとめさせていただいております。

三つ目の項目の説明に移りたいと思いますので、第2章の(3)負担率・負担区分をご覧くださいと思います。

この内容については、主に第5回協議会と本日の協議会で先ほどご確認をさせていただいたところでございます。

課題と検討事項については、現行の本来家賃に対する減額率が10%、20%、40%、60%の4区分に設定されておりますが、減免世帯の約8割が減額率60%に認定されており、最も家賃が減額される区分に集中しております。

これに対する検討結果と提言については、第3章の(3)負担率・負担区分のところをご覧くださいと思います。

この負担率につきましては、減額を受けている世帯の収入に占める家賃の負担割合が著しく低かったことを受けて、平成24年に一度見直しを行い、6区分から4区分に見直し

を行っているところでございます。これに対して、前回、第5回で出た意見ですが、現在の状況として、減免世帯の家賃負担率は減免を受けていない世帯に比べて低い傾向にはあることや、減額率60%に偏りが残ってはいるものの、前回の見直し以降、両者の差は縮小されているというご意見をいただいたところでございます。また、生活が厳しい世帯に負担を増やすことに疑問を感じるという意見を踏まえまして、結果として、入居者の中でも生活が厳しい世帯への配慮が必要であり、現行制度の継続が望ましいというところでまとめております。

検討結果や提言の概要は以上となりますが、答申の構成として、今後、札幌市が検討するに当たって留意すべき事項を第3章の前段でまず先に述べる形としております。

資料の右側の真ん中辺りをご覧くださいと思いますが、第3章の制度の設計に当たってというところになります。

一段落目ですが、制度の見直しについては、適正な受益者負担の観点からやむを得ないとしている一方で、二段落目で、家賃の負担増は生活への影響が少なからずあり、減免制度の見直しは、各世帯の生活状況を考慮し、慎重に検討することが望ましい。また、市民アンケートでは、世帯収入が低いほど生活が苦しいとの回答が多く、また、民間賃貸住宅居住者に比べ公営住宅居住者のほうが苦しいとか、やや苦しいの割合が高い傾向にあるという結果から、見直しに当たっては、急激な負担とならないよう一定の配慮が必要であると考え、実施の時期、実施する際の傾斜配分などを想定した形で配慮を求めるとまとめております。

また、なお書きのところでも国における動向を記載しております。社会経済情勢等を勘案し、当面2年間、令和5年度と令和6年度は今年度予定していた生活保護基準における生活扶助基準の見直しを見送っておりますので、札幌市においても、実施に当たっては、国の動向などを注視しながら検討すべきであると述べております。

最後に、右ページの一番下のところですが、第4章として市営住宅家賃の減免制度における今後の課題についてまとめております。

一つ目が減免制度の定期的な見直しの必要性についてです。これまでの審議でも生活保護基準と乖離しないように連動させることを前提とするべきというご意見をいただいておりますが、あわせて、前回の協議会の答申でも同様のご指摘をいただいているところでございます。

そこで、生活保護基準における生活扶助基準の見直しが反映されるよう、受益に見合った適正な負担を求めることが肝要であると、改めて必要性を示しております。

また、二つ目のその他については、これまでの議論、内容を踏まえて、今後の課題として載せる内容があるかどうかということをも改めてご確認いただきたいということで、タイトルのみを載せております。

長くなりましたけれども、説明については以上でございます。

○杉岡会長 ありがとうございます。

ただいま、答申の構成（案）を提示されているわけですが、諮問の概要と諮問事項との関わり及び答申の構成に関する主たる骨子として柱立てを設定した上で、ポイントを整理しています。それ自体を検討するということになるわけですが、全般的な整理を行った上で、できるだけ、次回、最終的な検討ができるような形で議論できればと思っております。

第1章の（2）に家賃減免制度の検討の必要性というところがあります。家賃減免制度の検討の必要性のポイントを踏まえた上で、次に、最も重要な部分である現行制度の課題と検討事項という、第2章でこれを受けた具体的なポイントを整理し、この捉え方についてのご意見をいただいた上で、最終的に全体を通じてのご意見をお願いしたいと思っております。

どのようになっているかという、先ほど担当者から説明いただいたように、既に前回の見直しから9年間が経過したということで、これに関しては、新型コロナウイルスの問題とか、胆振東部地震もありまして、順調にいけば2020年度の辺りに既に検討されていた話ではあるのですが、議論する余地が少なかったため、検討が開始されないまま9年間のブランクをつくっていたと言えます。

これに関わって、生活保護基準額との乖離が見られておりますが、生活保護基準に関しては、全国各地での訴訟の問題もあって、議論が錯綜しているところでもありますし、国として生活保護基準の見直しをする予定が先送りされております。国においては、社会経済情勢の状況を見た上で、2年間ほど先送りをするという取扱いになっておりますので、生活保護基準の改定を想定した上で、札幌市がどのように考えるかということも含まれておりますし、国の基準に対応させる判断の根拠がまだ整理されてきていないという問題が若干あると思います。

諮問事項として、減免制度については5回ほど議論してきているわけですが、適正な受益者負担の観点で検討が必要ではないかという総論的なところを整理した上で、その後、どうするかということもあると思います。最終的な今後の課題のところ、減免制度の定期的な見直しの必要性ということで整理しておりますが、これだけでは、結果として見直しをしたことになるかという問題もあると思いますので、答申の構成（案）全体と柱立てに関する補足の整理について、追加や修正や問題点をご指摘いただければと思っております。

○宮入委員 前回の会議で私自身は納得したのですが、今回は大きな修正をしないという結論だったと思いますので、今、杉岡会長から減免制度の修正について、このような見直しでいいのかということですが、この内容で良いと思えました。特に前回の見直しによって改善している点が見えたので、それをまた変に変更してしまうことには問題があると思います。

しっかりと見直しをした結果、前回の減免区分を変更した効果が出ていることが確認できましたし、さらに、アンケートの中でも、経済的に厳しい人が存在していることが示さ

れました。そこから考えて今回の結論のとおり、減免制度そのものについては大きく変更しないことがベストなのではないかと思いました。

ただ、減免制度を見直していく中で、前回ありましたが、家賃の差があまり開いていないとか、倍率があまりにも開いているとか、減免の前段階の家賃の算定基準で近傍家賃と乖離があって、すごく高い倍率になってしまっているところがあるという問題が出ていますので、そういうことを「その他」に付記することが大事なかなと思いました。

第2章と第3章は、検討事項とその結果が連動していて、私としては分かり易くまとまっていると思いました。

○杉岡会長 ほかにいかがでしょうか。

○田作委員 事務方の説明が大変分かりやすかったので、頭に入りました。ありがとうございました。

私は、この内容をいいなと思っています。私たちの検討した結果も表されているので、いいと思っているのですが、1点だけ、その他のところになるのかどうか分かりませんが、例の市民アンケートですね。すごく内容が詰まったものの生かし方を考えて何とか取扱いができないかと思っております。

当然、諮問に対して答申に載せるという運用の仕方はその他に書きようがないですし、アンケートを取ったので、どうか市政に反映させてほしいという1行を入れていただくようなご配慮をいただければと思っております。

○杉岡会長 ありがとうございました。

今の田作委員のご指摘については、浅松委員がいろいろ指摘をされていたと思うのですが、浅松委員、何かありますか。

○浅松委員 せっかく費用もかけてアンケートをしてみたところ、ある意味、想定していなかった実際の生の声が出てきたので、単なる答申の基礎資料というだけではもったいないと思います。ですから、どういう形で残すかは別として、何年かに1回は見直しをするわけですし、次につながる問題点も含まれている可能性があると思っておりますので、あまり長くなり過ぎてもいけないのでしょうかけれども、盛り込む必要があると思っております。

また、構成（案）についての私の意見ですが、結論の部分については、これまで議論をしてきた中で異議がある方はいらっしやらないと思うのです。これは案なので、実際に仕上がってみなければ分かりませんが、原則、例外、そのまた例外という感じで、読み方が偏っているかもしれないですが、(2)家賃減免制度の検討の必要性①のところ、大前提として、公営住宅は何のためにあるかという、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給し、生活の安定と社会福祉増進という大きな目的が一つあるのです。

ただし、その一方で、家賃減免制度で入居者の収入に応じて家賃が決定されて、応能応益家賃制度が採用されている市営住宅の家賃をさらに減額するので、公平性を欠くことがないよう厳格な運用が求められるわけですが、実際問題は、現状、低所得者の割合が非常に高いということで、厳格な運用と言いつつも、現状としてはこのまま変更しないとい

うような結論になっていると思うので、こっちに行ってあっちに行くとぶれているような感じがしなくもないのです。

どういう形にするかは別ですが、厳格な運用が求められるのは当然だけれども、根本的に制度の趣旨自体が住宅に困窮する低額所得者のためにあるのだから、厳格な運用ということを追及し過ぎて、根本的なところを失ってはならないというような、うまい文章が浮かばないのですけれども、厳格な運用を前提としつつも、そもそもの制度趣旨がそこにある以上は、実際に見直しをする場合に当たっても、どういう所得層が対象になっているかというところを見極めて、今回については、ある程度是正されているし、プラス、ここでさらにとということになると困窮する方が非常に増えてくる可能性があり、そうであれば、もともとの趣旨が忘却されてしまいます。最終的に答申案になったときにはそういうくだりが出てくると思うのですが、このまとめでは出てこなかったのも、一番大事なのほどこかというところがどこかにあると据わりがいいと思いました。

○宮入委員 今のお二人の意見に関連して、減額から少しだけ離れるのですが、第1章のアの2点目の記述はショッキングに感じました。政令市の中でも募集倍率が高水準で推移しているというところですか。私たちも、前回、倍率が高いというところは認識したのですが、これをそのまま放っておいて一度も議論しなくていいのか、札幌市はそもそも入りたい人が入れない割合がほかの政令市よりも高い状態になっているということですね。

○杉岡会長 解釈に誤解を招いているとまずいので、政令市の中でも高水準に推移しているところの解釈はどのように考えればいいのか、事務局からお願いできますか。

○事務局（笠井調整係長） 私からご説明をさせていただきます。

第1章の（1）のアで、定期募集の倍率が20倍となっており、政令市の中でも高水準に推移しているというところの解釈についてだと思えます。

定期募集は、4月、8月、12月と年に3回あります。市営住宅の空き住宅になったところを修繕して、次の入居者を迎え入れられるような状態になりましたら、定期募集という形で公募をしております。この公募の倍率は、年によっても違いますし、募集戸数によっても違うのですが、20倍近くになっている年もあります。

札幌市については、募集の倍率が全体的に高いといえますか、令和3年度で申しますと上から2番目ですので、政令市の中でも比較的高い倍率で推移している状況となっております。

これに対して、札幌市としましても危機感を持っておりまして、特に、令和4年度の募集については、355戸を定期募集で3回募集しているのですが、ここ2年については、応募者数自体は減っているのですが、募集戸数が少なくなったため、倍率がまた少し高くなっていて、令和4年度は24倍となっております。

先ほど申し上げたように、入居者が退去して空き住宅となったところを修繕して募集につなげていくということをしているのですが、資材の高騰や、退去される方が増えているなどの理由で、修繕が少し追いついていないところがあります。

この一つの対策として、今後なのですが、令和5年度は、別途予算を確保しまして、空き住宅で積み残しとなっているところを修繕し、募集戸数を増やすということに取り組んでおります。募集戸数が増えれば、当然、市営住宅に入りたい方が入りやすくなりますので、今後は積極的に取り組んでいきたいと考えてまいります。空き住宅の修繕をしっかりと進めていきまして、新たな入居者の受入れを促すことで、倍率についての課題解決にもつなげていきたいと思っております。

○杉岡会長 住宅の供給の仕方として、高価格帯の賃貸住宅の供給が相当増えてきました。昭和60年ぐらいから、毎年3,000戸から5,000戸ぐらいのアパートなどが解体されています。

私が昭和58年に札幌市の独り暮らしの老人の調査をしたときに、中心部から次々と古いアパートが解体されるという話題をNHKでも紹介してもらったのですけれども、全国的な動向として、都市の再開発と新しいアパート経営が中心部のほうに集中しまして、収入の少ない人が周辺部に移動せざるを得ないという問題もあります。札幌市の低所得の高齢者で住宅困窮を感じている人たちが、どうしても市営住宅に入りたいという人の数を押し上げているということで、市営住宅に対する人気が高いということも確かなことだと思うのです。

結局、今回のデータを見ても、市営住宅でも十数戸とか10戸以下の募集が結構多いわけで、構造的に倍率が押し上げられてしまうという要素もありつつ、資料の14ページにある応募倍率の低い団地のように募集が2倍程度とか1倍程度ということで、場所によってはこういうところでもいいということで、12戸募集しているところに14世帯応募するというパターンで、応募はたくさん出してもいいということではないのですね。応募する人が選ばなくてはならないのですよね。

○事務局（笠井調整係長） そうです。

○杉岡会長 1人で何か所も応募していいというわけではないですね。

○事務局（笠井調整係長） 定期募集1回について、1人につき一つのお部屋に対して応募をしていただく形となっています。

○杉岡会長 どうしても何とかしたい人は倍率の低そうなところを狙うし、立地のいいところ、便利のいいところにはぜひ住みたいという人が殺到するということですね。

ですから、今、事務局から説明があったように、修繕を促進させて整備していくということになると、家賃収入を確保しなくてはならないという問題があって、家賃を抑えれば抑えるほど、修繕して新しい供給を促進するというドライブが進まないということですね。

修繕が滞っているという実態はどうなっているのですか。相当な修繕が予定されていて、計画されたままになっているということなのですか。

○事務局（笠井調整係長） 修繕の状況についてだと思うのですが、札幌市の管理戸数が全部で2万6,500戸ほどあるのですけれども、そのうち年間空き家となるものが、年によっても全然違うのですが、大体千戸、千数百戸で、基本的には指定管理者で修繕をし

ます。ただし、空いた住宅の中には、建て替えのために転居したところや、借り上げ市営住宅と言いまして、20年の賃貸期間が終了してオーナーに返還するところ、あとは、火事とか孤独死といった事故空き家と呼ばれるようなところもありまして、全部を修繕するわけではありません。ただし、修繕は進めているのですけれども、先ほど申し上げたとおり、一戸当たりの修繕単価が上がって徐々に積み残しが出てきているのが現状です。

今、修繕をしなければならないところは、昨年2月頃では2,100戸くらいが残っております。

先ほど杉岡会長からもあったとおり、倍率が大分違います。先ほど20倍と申し上げましたけれども、一回の定期募集で2,500人とか3,000人くらいの方から応募をいただくのですが、そのうちの半分近く、多いときには半分以上が倍率の高い、資料で言うと新札幌とか幌北という応募倍率の高いところに偏っている一方、そうではない団地もあります。

ですので、修繕するにしても、応募倍率の高いところを重点的に修繕をしながら、エレベーターのあるところとか、エレベーターがなくても低層階のところ、アクセスのいいところの修繕を進めつつ、あとは全体のバランス、地域のバランスも考えながら修繕をしていきたいと考えております。

○杉岡会長 ほかにかがでしょうか。

○宮達委員 皆さんのお話をお聞きしまして、私も事前に内容を読んできましたが、今回の検討結果と提言については、今の適正な受益者負担ということについては、この提言で結構であると思います。

ただ、私は前期の住まいの協議会にも出させてもらっているのですけれども、その当時からも社会が随分と変わってきていました。今回まさにもっと変わったのですが、前回感じた変わり方と今回はちょっと違うのではないかと思います。想像はしてはいましたけれども、本当にこういう世界になっていくのかということが分かりつつあります。

これから人口は減っていきますから、札幌はかろうじて、あのときも減ると言いながら、実は維持をして増えていたのですけれども、ここにきて減少に向かうということです。

先ほど会長がお話しになったように、不動産そのものは、家賃も高く、マンションも高く、普通の人にはなかなか買えないという世界になってきています。そうしますと、公営住宅の目的ということでお話が出たような生活の安定と社会福祉の増進ということですが、始まりは生活の安定がメインで、皆さんは何とか家を持って生活していきましょうというところから始まったのでしょうかけれども、皆さんは途中で家を持ってしまって、これからは人口も減って不動産も余るという時代が来たときに、かえって、社会の格差が拡大して、持っている人と持っていない人みたいな差がこれからもっと増えていくことになると、社会福祉として、特に公営住宅を考えたら、イメージ的には格差を助長するような、持たない人は公営住宅に住めという声も出ないとも限らない社会になりそうだと感じるのです。それでは文化的な生活を保障すべきところの意義が少し欠けてしまうので、こ

この分岐点に来ているのではないかと思います。

倍率一つを取ってみても、明らかにそれが出てきています。新札幌も人気がありますから、供給を増やせば増やすほど倍率が増えますね。ただ、全然入ってきていただけない地域も一方にはあって、このまま差をつくったままで、全員が入っている状態で、家賃の適正な減額だけを平等感を持って行いましょうというのは、これから先は難しいのではないかと思います。

ですから、その他のところに何と書けばいいのか、私はまだ思いつかないのですが、少なくとも社会の情勢に応じた公営住宅のありようの分岐点にあって、そこに政策的な意図を入れていかないと、今までの公営住宅のありようの中だけで物を考えていくと、いずれ大きなギャップが生まれて破綻していくようにイメージしています。

ですから、その他のところで答申の内容とは違う書きようになるのでしょうけれども、公営住宅の目的を明確にして、生活の安定と社会福祉という両方をバランスよく見ていくにはどのようにあるべきかということを考える時期にあるという言い回しになるのかなと感じています。

あまり具体的にお話ができなくて申し訳ないのですが、そういうイメージでした。  
○杉岡会長 1の減免制度の定期的な見直しの必要性の前置きになる前提の見直しということであれば、第4章の前文に当たるようなところで、もう少し大きな問題を踏まえていかなければならないということを受けて、定期的な見直しの必要性の課題を位置づけるということが必要になると思いますし、補足というより、生活困窮者、札幌市における住宅困窮者の課題にどう取り組んでいったらいいのかということ掘り下げた政策的な視点が必要になってくるということだと思います。

松前委員、どうでしょうか。

○松前委員 私も、宮達委員と同じ考えです。

公営住宅は生活の安定と社会福祉の増進をするとうたっているのですが、相談窓口にいらっしゃっているお客様を見ても、今までの公営住宅の考え方ではもう限界に来ているのかなと感じています。本当に困っていても市営住宅、公営住宅に入れない人が本当にたくさんいらっしゃるの、私もどういうふうにしたらいいのかというところの案は出ないのですが、視点を変えなければいけないのかなと感じています。

そして、この倍率の差がありますけれども、倍率の高いところは、エレベーターがあるとか、ハード的な面でもすごく便利なところを望んでいるわけで、高齢者も、若い生活困窮者も、考えることは一緒なのです。エレベーターがあって、場所のいいところを望んで、どこでもいいというわけではなくなってくるので、これからは、そこを考えてながら、市営住宅の在り方を考えていかなければいけないのかなと思います。

○浅松委員 その辺は最初の頃からずっと思っていたのですが、生活困窮者の話として最初に思い浮かぶのは、生活保護の受給者だと思います。今、この協議会自体は都市局住宅課になると思うのですが、保護課との連携はどのようにされているのでしょうか。

今出ていた話もそうですし、今後のことを考える上でも、困窮者ということであれば、生活保護受給者の実態がどうであるかというところは中心的に考えられるべきことだと思うのですが、保護課との連携はどのようにされているのでしょうか。

○事務局（藍原住宅担当部長） 住宅担当部長の藍原でございます。

直接というよりは、例えば、生活に困窮されていて、これから生活保護を受けられる、住まいをどうしようかというときに、市営住宅への入居を候補にするという部分で連携して取り組んでいます。また、市営住宅に入居されている方々で、生活に困っている方がいて、生活保護を受けられないという方がいらっしゃったら、我々と生活保護を所管する部局と連携しながらその方々の支援に当たっていくという形で、日ごろから連携を図っています。

○浅松委員 私が申し上げたかったのは、公営住宅の施策を考える上で、生活保護であれば金額に上限はありますけれども、住宅扶助が出て、その場合は賃貸住宅に入ります。本当に困窮している方は、生活保護というルートで、別に公営住宅に入らなくても、住宅扶助を受けて賃貸住宅に入れるわけです。その一方で公営住宅が存在していて、どのように重なっていくのかとかいうか、すみ分けとかいうか、どうしても分離している感覚があります。ここを統一的に考えていく必要があるとすれば、家賃の問題についても、生活保護受給者の生活実態とか、どういうところの住まいを希望しているのか、あるいは扶助で出ている金額がどれくらいなのかという実態の検討も、今後の公営住宅の在り方を考える上では必須になってくると思うのです。

それを今後の課題のところはどう入れるかは別として、生活保護との関係という視点が必要だと思いました。先ほどあった、政令市の中でも倍率が高水準というのは、所得が低いからなのか、住宅が少ないからなのか、いろいろな要因が考えられると思うのですけれども、所得が低いということであれば、住宅だけで解決できるような問題ではないですから、生活保護受給者がどれくらいの数になっているのか、私も分からないですけれども、他の政令市に比べて受給者が多いのか少ないのかということも踏まえての検討になっていくと思いました。

○杉岡会長 梶副会長、お願いします。

○梶副会長 私が思っていたことは皆さんがほとんどおっしゃってくださったので、新しいところはほとんどないと思っています。

私が思っていたことは、アンケートの結果をきちんと次につなげられるように答申の中に盛り込んでいただきたいということと、せっかくいろいろ調べていただいて、家賃の状況も調べていただいて、ここで皆さんのご意見を伺っているので、今回は減免制度の検討ではありましたが、家賃の設定をどうしていくかということですね。

現在の家賃の決定方法で言うと、札幌市の裁量で設定できるのは利便性の係数だけですから、裁量権はかなり狭いです。しかし、エレベーターのないところは軒並み人気がないですね。これを見ると、駅からの距離よりも、エレベーターがないほうが人気のなさにつ

ながっている気もします。もちろん、古いということもそうですが、今後の市営住宅をどうしていくかというときに、修繕というのは、次の方が入れるように少し直してというだけではなくて、全体的に計画していく必要もあって、もちろんされていると思うのですが、ニーズに見合った形にしていく方向で検討していかなければならないのだらうと思っていました。

特に、単身の希望者が多いのに単身用の住宅が圧倒的に少ない現状もあると思っていて、世帯用の部屋を単身用にリフォームするということもやっているとおっしゃっていたと思うのですが、そういうことをもう少し進めていくとか、減免制度だけではなくて、市営住宅全体の在り方や今後の計画をきちんとやっていかなければいけないのではないかという感想を持ちました。

○杉岡会長 皆さんから、本質的な問題をご指摘いただきました。課題としては、札幌市において市営住宅がどんな役割を果たすことになるのか、大きな転換期にあると宮達委員がご指摘されましたけれども、高齢者の比率が上がって行って、札幌では単身者や夫婦のみの世帯の割合が非常に高いところもあり、また、積雪寒冷のために、戸建てからマンションに移る人がかなり増えてきているという動向の中で、どんな居住環境が必要になっていくのかということが都市計画全体に関わって問われてきていると言えます。

地下鉄の延伸を含めて、交通機関がある程度、安定的に使えるようなところで住居が確保されていないところは、相当な動きが発生していくのではないかと私も思っておりますので、都市計画全体を考えて、かつ、災害時における対応として、札幌市においては居住のキャパシティの問題があります。URには要請しているのですが、災害時の対応も欠かせないということもありますし、年齢がどんどん上がってきて入替えが少ないということは、80歳以上の人の割合も相当高くなってくるので、むしろ、市営住宅に入居している人たちの日常生活のサポートを可能にするような仕組みももう一方では避けられない問題としてあるわけです。その点も含めて、ほかの部局との関わりも含めて整理していただくことが必要ではないかと思えます。

第1章のところではいろいろご議論されたものがほかのところにも全部派生して広がったと思いますので、私は第1章、第2章、第3章と順番に意見を聞こうと思っていたのですが、丸ごと話題になってしまったので、後戻りをするようなことになるのですが、第2章と第3章の減免基準額の内容があります。標準世帯の生活保護基準を基軸として算定するというのが妥当性を欠くものではないということは了解されていると思うのですが、標準世帯の生活保護基準を基軸として合わせるということについての表現は、浅松委員からも指摘をされたのですが、標準世帯の生活保護基準を基軸として合わせるとして、なおかつ、実態をずれた形で受け止めると。供給している住戸の多数が一般世帯用であるので、標準世帯の生活保護基準はあまり問題とならないのではないかという意見がありましたが、住んでいる人の構成が違ってきているということもありつつ、標準世帯の生活保護基準を基軸とした減免基準額の押さえ方について、このように言ったほう

がいいのではないかということがあれば、ご指摘をいただきたいと思っています。

宮達委員、どうですか。

○宮達委員 標準基準額という言い方は、少なくとも家賃などを考えるときには何かほかのものを基準にするというふうにはしか捉えられないので、ある意味、決めてしまわなければいけないと思うのです。いつもそれが変わってしまうと、標準ではなくなるし、何かに頼ってしまうと、独自性も失うし、ここをきちんと決めなければいけないという印象は前から思っていました。

○杉岡会長 抜本的に表現を変えるというのはちょっと無理があると思いますけれども、もし補足的なことで、こういうものを考慮した形での標準世帯の生活保護基準の適用を前提とするというような言い方ができれば、分かりやすいと思います。

○事務局（藍原住宅担当部長） 表現については、調整をさせてください。

生活保護基準の標準世帯を使っていることについて、どうしてなのかということですが、以前にもご説明をさせていただいたと思いますけれども、札幌市で整備している市営住宅の大半が世帯向けで居住をいただくために整備されている住戸であることから、国が示している生活保護基準の標準世帯のお父さんとお母さんとお子さんの3人世帯という基準をベースにするという考え方で整理してきました。

ただ、表現としてなかなか捉えにくいところもあるかもしれませんので、表現につきましては整理をさせていただきたいと思っておりますが、考え方については、ただいまご説明したとおりです。

○杉岡会長 浅松委員、何かありますか。

○浅松委員 現実問題としてそこを基準にせざるを得ないというのは、結論としては仕方がない部分があると思います。ただ、皆さん違和感があるというのは、標準世帯を前提としているから、そもそも家自体もそういう世帯を前提としてつくっているから、ちゃんとこうしているのだということだと思います。

ここでも指摘があるとおり、実際に入居しているのは標準世帯ではない単身者がほとんどで、ざっくりばらんな言い方をすると、そこしかないから行っているのであって、ほかに単身者用などいろいろな選択肢がある中で、あえて標準者世帯用の住居を選んでいくのだったら、標準世帯用というか、複数の人が住むための家だから、それが前提となっているのはありかもしれませんが、事実上、選択肢がないのに、つまり、複数の人が住むための家を求めているわけではないのだけれども、それしかないからそこに行っているという現状の中で、今おっしゃったような複数の人間が住むことを前提とした間取りだから基準にするのだというのは、若干、強引な感じがしなくもないので、そこは、もう一工夫、理屈が要るのではないかというのが個人的な意見です。

仕方がないと思うのですが、今言ったところで乖離があるという前提があるので、そこはもう一工夫ないと説得力が弱いという気がします。

○杉岡会長 基準額の整理の仕方としては、やむを得ない問題が当然にあるわけで、もっ

と詰めておかなければならないのは、標準世帯で生活していた人たちが、結局、一人で暮らすようになってしまった。住んでいる人のスペースと住んでいる人の生活が、ほかの人たちと比べると、もっと違う人が入るほうがふさわしいのだけれども、入れ替えられないというジレンマを抱えてしまっているのが、本当に必要としている世帯の人たちが利用できず、一方で、独りで暮らすようになった人も行くところがないので、仕方がないということで、大きな戸建住宅で独り暮らしをしている人の悩みと似たような問題が実際には起きてしまっていて、それに関する手当についても、市営住宅の利用の仕方の検討が本来は必要なのですが、公営住宅法や家賃の設定の縛りなどで、国のほうが変わらないと手をつけられないという問題もあるかと思うのです。

その辺も含めて、検討を要請するというのも自治体としては必要なのではないかと思うのです。公営住宅の使い方についての見直しはあちこちでやられるようになって、今は子育て世帯もどんどん入れましょうという感じになってきているわけですから、社会情勢とか住んでいる人の問題や課題に合わせて、既に建ててしまった一般世帯向けの住宅の活用の仕方を考えるとともに、独りで暮らしている人も安心して暮らせるような仕組みがどこかに必要になるということです。

そこは、住宅の在り方そのものの議論になっていくと思っていますので、ここの議論とはまた別な話としてぜひ検討してもらいたいと思っています。

それでは、ここについては、抜本的な議論を交わすわけにはいきませんので、ご了解いただけます。

次に、(2) 最低負担額・全額免除という議論ですが、第2章と第3章の(2)で、最低負担額・全額免除という柱を立てています。最低負担額は、適正な受益者負担の観点から現状に合わせて見直すことが妥当であるという状況把握がなされており、また、全額免除制度については継続すべきではないかとまとめています。

最低負担額を現状の基準に合わせることにしているのと、全額免除の制度を継続するということについての表現ですが、ここでは適切な運用がなされているとも表現していますが、最低負担額と全額免除の押さえ方と表現について、こういう文言を追加した捉え方をしておいたほうがいいのではないかということがあれば、ご指摘いただきたいと思います。

○田作委員 基本的な考え方はこの内容のとおりですね。あとは、文言の丸め方、とがらせ方という議論をおっしゃっているのだと思いながら伺っていましたが、金額を入れるということも必要なかなと思っていました。

これはまとまっていない話ですが、とがらせるとするならば、ある程度、金額をきちんと入れるということかと思っています。丸め方は、あえて金額等を入れなくて、答申として出すという形なのかなと思っていました。

○杉岡会長 最低負担額の議論の経過について事務局に確認したのですが。

○事務局(笠井調整係長) 第3回の協議会で現状の基準に合わせて5,000円程度になるというご説明をさせていただいて、それに対して多少の負担が増す部分もあるのだ

けれども、最低限の修繕費という基準を踏まえると、それは致し方がないのではないかと  
いうご意見をいただいております。

今後、答申をいただいて、詳細については、今後、引き続き札幌市で検討していく形に  
なろうかと思えます。

○杉岡会長 ほかはどうでしょうか。

○宮達委員 全額免除というのは、性質の違う部分だろうと思うのです。最低負担の金額  
と全額免除が並列に並んでいることで、何となく誤解を受ける可能性があるという気がし  
ます。

○事務局（笠井調整係長） そこは、検討させていただきたいと思えます。

○杉岡会長 負担額があるのに全額免除もあるのですね。日本語的には違うものなのに、  
一緒にしてしまうというのは理解されにくいと思えます。説明が分かりやすいように、こ  
このくだりは同じゼロでも意味が違うという議論もありましたので、それがどう影響して  
くるのかということも書き込みを入れていいただきたいと思えます。

それでは、次の（3）に行きたいと思えます。

負担率・負担区分という言葉を使って説明しておりますが、過去の見直しで減免を受け  
ていない世帯との負担率の差が縮小されており、減免世帯の中に特に生活が厳しい世帯が  
多くある中で、そうした世帯への配慮が必要であり、現行制度の継続が望ましいとまとめ  
ているわけですが、負担率や負担区分を現状のまま継続するとしているその表現は、細か  
い見直しを入れるのは難しいということもありつつ、負担率と負担区分の表現について、  
補足的にこう表現したほうがいいのではないかとということがあればご指摘をいただきたい  
と思えますけれども、何かありませんか。

現行制度について改定をかけるような議論にはなっていないなかつたと思えますので、改良  
しないことの説明を入れていただくということになるかと思えます。

制度設計に当たっての内容確認ということですが、第3章で、制度の設計に当たってと  
いうことで、市営住宅の捉え方と家賃の負担に関する整理の仕方ですね。適正な受益者負  
担の観点から見直しはやむを得ないということと、しかし、見直しに当たっては、慎重な  
検討を必要とする、急激な負担とならないような一定の配慮が必要ということと、前回は  
激変緩和の議論があったと思うのですけれども、なお書きで、札幌市の減免基準の基にな  
る生活保護基準の見直しを国が2年間見送りをすることになっているわけですが、生活保護  
基準の議論を行うのであれば、国の議論と対応させてやらないと、札幌市が先行して議論  
した後に、国の基準の見直しが出された後に、再度、もう1回議論がなされてしまうとい  
うことになっても混乱を生じてしまうという配慮があつて、国で2年間見送りをしている  
ということに対して書き込みを入れてあります。

この制度設計について、この辺を検討すべきであるとか、検討を図るべきだということ  
の追加的な表現や項目など、必要がないのであればここは不要ではないかということがあ  
ればご指摘いただきたいなと思えます。

梶副会長、どうですか。

○梶副会長 文章の加除については、今すぐにこうしたほうが良いということは思い浮かんでいません。

確認ですが、今の生活保護基準額で減免を算出しているということですね。7万4,000円というのが今の金額ですね。今回の協議会の中で、国の基準が2回ぐらい変わったのにこちらは変えていないという説明があったと思います。そうすると、今回、国は2年間見送りをしますということですが、既にここまで変わってきた国の基準に合わせて、市は変えるという理解でいいのでしょうか。

○事務局（笠井調整係長） 一旦、整理してご説明をさせていただきますと、7万4,000円というのは、平成23年の生活保護基準を基に算出して、平成24年に見直しをしたのが7万4,000円で、その後、生活保護基準は毎年改定されているのですけれども、そのうちの生活扶助というところが2回変わっています。これが変わると結構大きな見直しになるのですけれども、それが2回下がっていて、現状、その基準を同じ計算式に当てはめると7万円になります。現状として、会長もおっしゃったとおり、今すぐ7万円に合わせるのか、もしくは、当初説明したのは、本当は今年度に見直しを行う予定だったというご説明をしたのですけれども、その見直し自体が先送りになっていますので、その辺の状況を見据えた上で検討していかなければいけないと考えております。ですから、今すぐ7万円に合わせますという話ではなくて、そこも含めて検討させていただくような形になるかと思えます。

○梶副会長 ということで、先ほど、実施時期というお話があったということですね。

○事務局（笠井調整係長） そうです。

○梶副会長 その辺りを、誤解のないようにと言ったらおかしいのですけれども、分かるように書いていただけたらいいと思いました。

○杉岡会長 進行に不手際があって、話がちぐはぐになったところがありましたが、答申の構成（案）全般について皆さんにお諮りしたいと思います。

こういう一連の問題点を踏まえて、また、社会経済情勢の変化を踏まえて、生活扶助基準の見直しが反映されるような、見直しの必要性及び課題ということでいろいろ触れられているわけですが、全般的に、こういうところにウエートを置いて表現しておいたほうがよろしいのではないかということです。答申の構成全般についての補足的な意見やコメントがあればご指摘いただきたいと思っています。

○宮達委員 アンケートの取扱いですが、今の制度設計に当たってというところにも触れられていますが、これは検討結果、提言のところなので、アンケートのことに触れる必要はないのではないかと私は思います。

これは、慎重に検討することが望ましくて、見直しに当たっては、急激な負担とならないよう、一定の配慮が必要であると考えというのがこの協議会の提言内容であって、結果として、アンケートを見てもそのようなことが望ましいと思われるという回答が多かつ

たと確認しているにすぎないのだろうと思うのです。アンケートにこう書いてあるからこれがいいと決めたと受け取られるのは、少し違う気がします。

一方で、減免基準でまたアンケートに触れているのですが、ここでは8割以上という強烈的な数字が現にあるので、ある意味、必要性を認められているということで、使って構わない部分に当たると思います。アンケートは、ここにこれだけ入れるのであれば、答申のどこかに入れなければいけないようになる気がするのですけれども、今のところ、そこまで決まっていけないようなので、むしろ、アンケートはアンケートで、我々も参考にした材料として捉えて、何かの形で活用いただくのは、そう願いたいのですけれども、言葉遣いの中にアンケートがこれだけ入ってくるのは、今のところは違和感があります。

○杉岡会長 ご指摘をありがとうございます。

第4章にアンケートを踏まえた指摘を入れて、アンケート結果の生かし方についても、こういう検討を踏まえて、政策的な進め方をお願いしたいということです。第4章にアンケートの取扱いの趣旨を含めてまとめるということで、宮達委員のお話は、アンケートにお任せして決めたような言い方だとおかしいのではないかということかと思います。原則のルール、基本はきちんとしなくてはならないということで押さえていますので、むしろ、そうではないかということです。

ほかに何かあればお願いしたいのですが、全体的なことで、もう少しこれに触れておきたいということはないですか。

○梶副会長 先ほど宮達委員がおっしゃったことですが、最低負担額と全額免除が同じ括りの中にあるということは、ずっと検討している私も、ここの区別を1回ではなかなか理解できないというか、また分からなくなってしまうところもあります。私の理解力がなくて申し訳ないのですが、これはとしては違うものですね。

○事務局(笠井調整係長) 事務局から説明するとき一緒に説明してしまったのですが、全く別の考え方のものになりますので、委員ご指摘のとおりです。

○梶副会長 できれば、ここは別物として扱ったほうがよろしいと思いました。一緒にされていると、似たもののくくりで捉えてしまうので、混乱する原因になると思いました。

もう一つ確認したいのは、最低負担額は全額免除の人には適用していないのですね。ですから、ここを一緒にすると、おかしな話になってしまうと思います。

○杉岡会長 もし入れるとなると、減免基準額の 카테고리の中で全額免除を入れるようなくだりになるのか、三つを四つにするのか、どこかに分かりやすくするのか、見出しとしてセットにすると分かりにくいという全体の意見もあったので、それを後で検討しておいていただければと思います。

○事務局(笠井調整係長) その方向で検討したいと思います。ありがとうございます。

○杉岡会長 それでは、次回の第7回目では、本日審議をいただいた内容を踏まえて、最終的に答申の内容を形にしたものを確認していただくことになると思います。

### 3. 閉 会

○杉岡会長 それでは、大変長時間にわたり議論をいただきまして、ありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

次回は最終回になると思います。答申の内容については、皆さんに事前にお読みいただいた上でご参加していただくことになると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

これをもちまして、本日の協議会を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

以 上